
第3章

計画の施策及び個別事業

第3章 計画の施策及び個別事業

ライフステージ別の目標Ⅰ <妊娠期～乳幼児期>

安心して子どもを産み育てられるまちづくり

施策1 多様な教育・保育事業の充実

現 状

- 令和6年度現在、町内には認可保育所が7園、認定こども園が3園、幼稚園が3園、小規模保育施設が3園、家庭的保育施設が1園、届出保育施設が1園あります。また、保育所等で延長保育事業、私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部）で在園児を対象とした一時預かり事業、認可保育所1園で一時保育事業を実施しています。
- 町内の保育所等において、可能な限り中途入園児の受け入れを行いました。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、平成30年度に実施した調査と比べ、乳幼児の母親でフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労している母親は増加しており、さらに、現在未就労だが1年以内に就労を希望している母親の割合も増加しています。平日の定期的な教育・保育事業の利用意向においても「幼稚園」や「認定こども園」「幼稚園の預かり保育」のニーズが前回調査と比べ高くなっています。

課 題

- 共働き世帯の増加による保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える教育・保育事業が必要です。
- 上記に関連して、教育・保育事業に関わる人材育成・確保・処遇改善等に努める必要があります。
- 自我や主体性の芽生え、他者との関わり、基本的な生きる力の獲得等、乳幼児期に必要な教育が途切れることがないよう保育所等や幼稚園と小学校の連携が必要です。

施策の方向性

- 待機児童を出さないよう保育士の確保に努めるとともに、うみ園長会での情報交換や交流、園内研修等を通じて保育の質の向上を図ります。
- 小学校への円滑な接続のため、交流活動等を実施し、保育所等や幼稚園と小学校の連携を図ります。

第3章 計画の施策及び個別事業

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
1	通常保育事業	保護者の就労等により保育が必要な、概ね3か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。今後も多様なニーズに合わせた保育サービスが提供できるよう検討していきます。	こどもみらい課
2	延長保育事業	通常保育の後に時間を延長して保育を実施します。	こどもみらい課
3	一時保育事業	保護者の病気やけが、子育て疲れの解消など、緊急または一時的に保育が必要となる児童に対する保育を、時間単位で実施します。また、一定程度の日時に保育が必要な児童に対しても保育を実施します。現在、宇美町立原田保育園で実施しており、今後も継続して実施します。	こどもみらい課
4	幼稚園教育の充実	幼稚園保護者に対し、施設等利用費の無償化を実施し、経済的支援を行います。また、副食費の補足給付については、要件に該当する保護者に対し実施します。	こどもみらい課
5	幼児教育・保育の質の向上	・自己評価を実施し、計画的な研修等の参加により幼児教育・保育の質の向上を図ります。 ・幼児教育アドバイザーによる巡回訪問の活用について検討を進めます。	こどもみらい課
6	保育所等の環境整備	安全・安心な保育を実施するため、施設の整備、維持管理を行い、保育環境の充実に努めます。	こどもみらい課
7	待機児童対策及び保育士確保	保育士不足による待機児童を出さないため、保育士確保に取り組み、町内の保育所等において定員までの受入れができるよう努めます。	こどもみらい課
8	幼児教育・保育に関わる人材の処遇改善	保育士等の処遇改善や現場の負担軽減等について、国の補助金等を活用した各種補助事業の実施について検討を進めます。	こどもみらい課
9	特別な配慮を必要とするこどもの保育に関する支援	・町内の保育所等において障がい児保育を実施し、個々の特性や状況に応じた支援を行います。 ・保育所等や幼稚園における医療的ケア児受入れのためのガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。	こどもみらい課
10	幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	幼稚園、保育所等、小学校関係者の連携のため、情報共有・情報交換の機会を提供します。	こどもみらい課 学校教育課

施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

現 状

- 地域子育て支援拠点事業は、平成15年に開設された子育て支援センター「ゆうゆう」が中心となって取り組んでおり、子育て中の母親・父親が気軽に会話できる「ほっとルーム」や助産師などによる子育て相談を実施し、保護者の不安軽減を図っています。
- 病児保育事業を糟屋南部3町共同で実施しています。令和5年4月より開始した福岡県病児保育利用料無償化事業により、利用者が病児保育施設を無料で利用できるようになりました。
- ファミリー・サポート・センター事業は、平成20年に開設しており、専任のアドバイザーが会員相互の支援をしています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査によると、乳幼児の保護者のうち約1割が子育て支援センター「ゆうゆう」を利用しており、約2割が現在は利用していないが今後新たに利用したいと考えています。
- 乳幼児の保護者のファミリー・サポート・センター事業の認知度は9割と高いものの、実際に利用したことがある人の評価（役に立ったと思う人の割合）は1割に留まっています。

課 題

- 福岡県病児保育利用料無償化事業により、病児保育事業の利用の予約は増えていますが、当日の無断キャンセルも多く、利用したいが利用できない児童が発生しているため、希望者が利用できる運営を行っていく必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業における子育ての支援ができる人（まかせて会員）が不足しているため、対応策を検討する必要があります。
- 令和8年度より、保護者の就労の有無に関わらず、保育所等や幼稚園を定期的に（週に1回）利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を全自治体で実施することとされているため、実施に向けた調整・検討を進める必要があります。

施策の方向性

- 妊婦や未就学児の保護者等、子育てに関わる方が気軽に集えて相談でき、より多くの方が利用できる場所として子育て支援センター「ゆうゆう」の充実を図ります。
- こどもを預けたり預かるためのファミリー・サポート・センター事業、病気等でこどもを預けるための病児保育事業、保護者の疾病、仕事等の理由でこどもを一時的に預かるための子育て短期支援事業等、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる体制の充実を図ります。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
11	地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進	こどもの保護者や子育て支援に関わる人、こども施策に関し学識経験のある人で構成された「宇美町子ども・子育て会議」において地域子ども・子育て支援事業について毎年度、進捗状況の管理、見直しを行い、地域子ども・子育て支援事業を推進していきます。	こどもみらい課
12	子育て支援センター機能の充実	就学前のこどもとその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。また子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。	こどもみらい課
13	病児保育事業	疾病により、保育所等や幼稚園での集団生活が困難な児童(小学校6年生まで)や保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことができない児童を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。	こどもみらい課
14	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、国の施策により令和8年度から全自治体で実施することとされているため、実施可能な保育所等や幼稚園と調整等を進めます。	こどもみらい課
15	ファミリー・サポート・センター事業の推進	こどもの送迎や預かりなど、子育ての支援を受けたい人(おねがい会員)と、子育ての支援ができる人(まかせて会員)が会員登録し、相互支援活動(有料)を行う事業であるファミリー・サポート・センターにおいて、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応をしていきます。	こどもみらい課
16	子育て短期支援事業の推進	保護者の疾病や育児疲れ、出産や仕事などでこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、こどもを預かるこどもショートステイ事業を新規事業として実施します。また、保護者の方がこどもと一緒に宿泊しながら相談・支援を受けることができる親子ショートステイ事業も併せて実施し、安心して子育てができる環境を整えます。	こどもみらい課

施策3 妊娠期からのこどもと保護者の健康支援

現 状

- 本町の低出生体重児出生率は、令和元年から令和3年の平均で9.9%であり福岡県の平均9.4%より高い状況です。早産等のリスクを高め胎児の発育に悪影響を与える妊婦の喫煙率は3.8%であり、国の1.9%に比べ2倍高くなっています。また、妊娠中の望ましい体重増加量は妊娠前の体格指数（BMI）によって異なると考えられていますが、体重増加量が適正である妊婦の割合は約3割に留まっています。
- 乳幼児期は成長・発達が著しく、生涯の健康づくりの基礎となる時期です。健診や訪問により、保護者自ら今後のわが子の成長・発達を見通せるように保健指導しています。また、医療機関と連携しながら養育支援が必要な家庭を把握しています。
- 「出産・子育て応援事業」として、「こども家庭センター」を中心とした妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない相談支援と、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、妊娠・出産された子育て家庭に経済的支援を行っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、「2か月訪問（旧、こんにちは赤ちゃん訪問）」「3か月健診（旧、赤ちゃん健診）」「乳幼児歯科健診、フッ化物塗布」を知っている乳幼児保護者は9割、利用者の評価（役に立ったと思う人の割合）は約8割と高い評価となっています。

課 題

- 妊娠中の体重増加量について、日本産婦人科学会が提示する「妊娠中の体重増加指導の目安」を参考に、個別性を重視した保健指導を実施する必要があります。特に、第2子以降の妊娠中は過去の妊娠経過を参考に保健指導することが必要です。
- 低出生体重児の発生をゼロに近づけるために、妊娠中の適正な体重コントロールの必要性や喫煙の胎児への影響に関する保健指導に力を入れる必要があります。

施策の方向性

- 妊娠期の適正体重に関する説明や妊婦健康診査の結果等を活用した保健指導により、安全な出産だけでなく、母親の生活習慣病の予防と子の生活習慣病につながりやすいと言われている低出生体重児の出生予防に取り組みます。また、必要に応じて医療機関との連携を図ります。
- 乳幼児健診を、保護者がわが子の成長発達を確認できる場、また、今後の食や生活リズム等を学習する場と捉えて保健指導を実施します。また、乳幼児健診に該当しない月齢についても、適宜相談支援を充実させ、さらに子育て応援アプリ「うみにょん」を活用して、基本的な生活習慣づくりのための情報を発信します。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
17	妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及や相談支援体制強化	母子健康手帳交付時に、妊娠中の心身の変化や胎児の育ち等について、妊娠届出時の既往歴や喫煙等のアンケートの情報を活用した保健指導を行い、正しい知識の普及を図ります。また、妊娠期からの切れ目のない継続的な支援を実施するために、子育て応援アプリ「うみにょん」等を活用し、妊娠中のからだの変化や妊婦健診・歯科健診の受診勧奨に関する情報発信等の支援体制強化を図ります。	こどもみらい課
18	産前・産後の支援の充実と体制強化	妊娠、出産、産後の母親の心身の回復及び育児不安の軽減を目的としたサービス（事業）のさらなる利用促進と環境を整えるために、アンケートを実施し、支援の充実と体制強化に努めます。また、里帰り出産において、医療や関係機関との情報共有や連携する体制づくりに努めます。	こどもみらい課
19	妊産婦の保健指導及び相談の充実	妊産婦が歯のことや心身の健康について、いつでも相談できるよう電話や窓口及び家庭訪問による相談に加え、子育て応援アプリ「うみにょん」の活用を図ります。また、より一層個別性を重視した保健指導のために、予約制での相談体制を充実させます。	こどもみらい課
20	乳幼児健診等の推進	・乳幼児各時期において、保護者がこどもの成長発達を確認すると共に、こどもの実態や保護者の相談に対して適切な保健指導を行います。また、こどもの成長発達を促す今後の生活リズムや栄養について保護者が自ら進んで学習できるような体制と、育てにくさや悩みを抱える母親へのフォロー体制を充実させます。 ・未受診者には予約制で受診しやすい体制を整えます。	こどもみらい課
21	若年妊産婦等への支援	若年の妊産婦は予期せぬ妊娠や経済的、社会的問題を抱えていることが多いため、医療や関係機関と連携を取り、切れ目ない支援に努めます。	こどもみらい課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
22	特定妊婦等への切れ目のない支援体制の構築	・経済的、社会的問題を抱えている世帯が多いため、妊娠届出時のアンケートや妊婦健康診査の受診状況などから実情を把握し、妊娠期からの継続した相談支援を電話や訪問等で行います。 ・児童福祉と母子保健の一体的な相談等を行う「こども家庭センター」において町からの支援を必要とする場合には、サポートプランを作成し、支援を行います。	こどもみらい課
23	2か月訪問（旧、こんにちは赤ちゃん訪問）	保健師が概ね生後2か月までの乳児がいる家庭に訪問し、こどもの成長発達についての保健指導等を行います。併せて養育支援員も訪問し、子育て支援に関する社会資源の情報提供等を行います。	こどもみらい課
24	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業や医療機関との連携等により把握した養育支援が必要な母子に対し、心身の安定及び育児不安の軽減を目的とした訪問支援を引き続き行います。	こどもみらい課
25	「妊婦のための給付交付金」を活用した伴走型相談支援	「妊婦のための給付交付金」を活用し、妊娠期から、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。	こどもみらい課
26	乳幼児期における生活習慣の形成・定着	乳幼児健診の際に、適切な時期に健全な成長発達を遂げるための「生活リズム」「むし歯の予防」等に関する保健指導を行います。	こどもみらい課
27	胎児期からの食育の推進	・妊娠中の母親へ胎児の成長に必要な栄養について保健指導を行います。 ・乳児期の必要な栄養について、成長発達及び胃容量や消化能力に応じて実践できるよう、保護者が食を学習する場を作ります。 ・町内保育所等や幼稚園における食育の話や栽培活動・収穫体験、給食だよりの発行など食の大切さについて啓発を行います。	こどもみらい課

ライフステージ別の目標Ⅱ ＜学童期・思春期＞

学びを支え 誇りと生きる力を育むまちづくり

施策1 確かな学力と健やかな体の育成

現 状

- 小・中学校において「学力向上プラン」を活用した組織的な取組を進めており、学力は確実に向上してきています。さらに、確かな学力を育成するためにも、教育委員会による学力向上ヒアリングや学校訪問において、授業改善を促進し、学力向上推進担当者研修会を中心に取組を進めています。
- 健やかな体の育成のため、小・中学校の体力向上プランに基づく「体力づくり一校一取組」を推進しています。
- 小学5年生及び中学2年生を対象とした小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」の尿中一日塩分摂取量検査結果において、令和4年度及び5年度の2か年で約7割の児童生徒が一日塩分摂取目標量を超過していました。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では、学校の授業の理解度について、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の割合の合計は、小学5年生で約5%、中学2年生で約11%となっています。
- 小学5年生・中学2年生の生活習慣について、約7割から約8割が朝ごはんを毎日食べており、夜ごはんを毎日食べる者の割合と比べると1割から2割程度低くなっています。

課 題

- 児童生徒一人ひとりに応じた学力向上の取組が必要です。また、ICTを活用した学習活動のさらなる推進が必要です。
- 学校と家庭、地域が相互に連携・協働した教育活動のさらなる推進が必要です。
- 将来の生活習慣病等の予防のために、保護者のみならず児童生徒自身が生活習慣病予防の視点を持って食の選択力をつけるなど健康づくり、体力づくりの推進が大切です。そのため健康管理に対する意識の向上を図り、規則正しい生活習慣の確立を支援していくことが必要です。

施策の方向性

- 各種学力調査等の結果の分析や体力等に関する実態を分析し、学力・体力向上に関する取組をさらに推進していきます。
- スポーツ活動も含め、家庭や地域と連携した教育活動を推進します。
- 小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」を実施し、将来の生活習慣病を予防するとともに、こどもが自ら食を選択する力をつけることを目的にこどもと保護者に保健指導、食の学習等を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
28	確かな学力の育成	・各種学力調査等の結果を分析し、実態を踏まえて学力向上プランの作成及び活用を進め、取組の改善につなげます。 ・ICTを活用した学習活動の充実に向けて、小・中学校の取組を共有し、推進を図ります。 ・学習に関する支援員等を配置して支援体制を充実させ、児童生徒一人ひとりに応じた学びをサポートします。	学校教育課
29	外国語教育の推進	児童生徒の豊かな語学力及びコミュニケーション能力等を育成するとともに、グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向けて、外国人講師であるALTを全小・中学校に配置することで、児童生徒の生きた英語を学ぶ機会を提供し、小学校外国語活動及び外国語科、中学校外国語科の学習指導を充実させ、積極的に英語を使う機会を提供します。	学校教育課
30	特別支援教育の充実	・「特別支援教育担当者研修会」を実施し、特別支援教育の推進を図ります。また、特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。 ・小・中学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実をめざします。	学校教育課
31	学校と地域とが連携・協働した教育活動の推進	町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに次世代を担うこどもの育成を期して制定した「宇美町教育の日（11月第2土曜日）」を中心に宇美町立小・中学校の特色ある教育活動を展開します。また学校は「学力の向上」、家庭は「基本的生活習慣や働く力の育成」、地域は「人間関係力の育成」に力を注ぎながら互いの役割と責任を果たすことができるように相互が連携及び協働した取組の推進に努めます。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
32	学童期における生活習慣の形成・定着及び食育の推進	小学校5年生、中学校2年生に小児生活習慣病予防健康診査（うみっ子健診）を行い、その結果を基にこどもが自分の身体を知り、生活習慣病発症予防のための生活習慣について考え、主に食習慣について親子で学習する場とします。	こどもみらい課
		・児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送るために、学級活動や保健分野の授業等を通じた指導・育成を行います。 ・給食の時間や総合的な学習の時間等において、積極的な食に関する教育の推進をめざします。また、学校給食運営検討委員会を計画的に実施するとともに、全小・中学校において「弁当の日」を計画・実施します。さらに、保護者に対して食に係る啓発を行い、食育の充実を図ります。	学校教育課
33	学校保健の推進	・文部科学省補助事業『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた保健教育の授業』を学校へ紹介し、学校保健の推進に活用します。 ・小・中学校において、教職員及び児童生徒を対象とした研修を行い、喫煙や薬物乱用における危険性の理解促進を図り、健康教育の充実に努めます。 ・体育科の保健領域や保健体育科の保健分野において性や妊娠に関する正しい知識を習得できるように指導を行います。	学校教育課
34	地域のスポーツ・文化芸術環境の整備	休日の部活動の段階的な地域移行の実現に向けて、県と連携してその積極的推進を図り、地域部活動の実施に向けた環境整備に取り組みます。また、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を整え、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を推進します。	学校教育課
		・全国大会に出場する18歳以下への『宇美町スポーツ等大会出場費用補助金』の交付、福岡県立総合プールと粕屋町総合体育館プールを宇美町民が利用する際の使用料の一部を補助するなどして、町民のスポーツ活動を支援します。 ・緑豊かな芝生グラウンドや体育館などの貸出について情報を発信し、宇美町施設空き状況確認システム等の周知を行うなど、町内のこども達が楽しく安全にスポーツに親しむ環境を提供します。 ・関係団体と連携して様々なスポーツイベントや芸術文化事業を実施します。	社会教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
35	学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組の推進	体力向上プランを充実させ、児童生徒の「運動に対する意識」及び「運動習慣」に関する実態に応じた体力づくりの一環として、一校一取組を推進します。また、体育科及び保健体育科の授業をはじめとした健康教育に係る教科・領域の授業改善を推進するとともに、積極的に運動に取り組むこどもを育てるための運動機会を充実させます。	学校教育課
		・町内外のスポーツ関係団体等との連携や町の共働事業提案制度を活用し、各種スポーツイベントを開催するとともに、こどもが様々なスポーツを体験できる環境を整備します。 ・出前講座として地域に出向き、ボッチャやスカットボールなど老若男女、障がいの有無にかかわらず、誰でも楽しめる軽スポーツの魅力を伝えます。	社会教育課

施策2 豊かで健全な心と生きる力の育成

現 状

- 豊かで健全な心の育成のために、郷土教育や道德教育・特別活動、人権教育、読書教育を推進しています。
- 道德科については、校内研修を行い指導力の向上を図るとともに、公開授業や通信等の発信を行っています。
- 読書教育については、朝の10分間読書やボランティア・図書委員・教員等による読み聞かせを行うとともに、家庭での読書を促進し、本に親しむ習慣づくりを推進しています。
- 次世代の育成という観点から、子育てサロンや職場体験等の体験学習を実施しています。子育てサロンはこれまで中学生を対象に実施しておりましたが、令和5年度には中学生だけでなく、初めて小学生を対象に実施することができました。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査（13～18歳）では、自己肯定感（自分のことが好きか）について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は約7割、社会貢献意欲（社会に貢献したいか）について「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は約8割となっています。

課 題

- 全国的な傾向として、いじめや学校生活・社会生活への不適応を起こす児童生徒が増えているなか、規範意識や自他を大切にする心を育成するための教育のさらなる充実が必要です。
- 世界的な情報技術や人工知能等の発展、あらゆる分野における「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の視点の浸透等、いまや単なる「学力」に留まらない能力が求められています。急速に進歩していく時代に対応する教育を推進していく必要があります。

施策の方向性

- 引き続き、郷土教育や道德教育・特別活動、人権教育、読書教育を通じて、郷土に対する愛着や誇り、豊かな情操、責任感、命の大切さ、他者への思いやり、自信、意欲、創造力、社会性等を育んでいきます。
- 持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成するための教育、情報を正しく収集し活用・発信する能力、社会的・職業的自立に必要な資質・能力、自身の適性や生き方について自発的に考える経験等、これからの新しい時代を主体的に生き抜く力を身に付けるための教育を推進していきます。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
36	郷土愛を育む教育の推進	地域人材や教育文化財を活用した郷土教育を推進したり、教育課程に副読本「わたしたちの宇美」を活用した学習活動を位置付けたりしながら、郷土“宇美”の歴史や文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては郷土に進んで貢献しようとするこどもを育成します。	学校教育課
37	道徳教育・特別活動の推進	・よりよく生きるための基礎となる道徳性を養うために、土曜授業日に保護者に向けた公開授業を実施します。 ・「よりよい人間関係を形成しようとする態度」等の道徳性を身に付けることができるように道徳教育と特別活動との関連を明確に意識しながら適切な指導を行います。	学校教育課
38	人権教育の推進	・主に小学生を対象に、花の種子、球根等を、児童が協力しながら育成することを通して、思いやりの心等を育む「人権の花運動」を実施します。 ・町立中学校の代表生徒と宇美町人権擁護委員、法務局職員等で「人権」をテーマとした座談会を実施します。その座談会の様子について、ホームページ等を通して発信し、広く町民にも「人権」について伝えます。 ・7月を「宇美町人権問題啓発強調月間」と定め、人権教育及び人権啓発を推進します。	社会教育課
		教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にすることの育成をめざし、意識の醸成を図ります。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
39	読書教育の推進	・「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、様々な情報を整理したり、自ら考え、判断し、表現したりする力を育成します。 ・教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付けるとともに、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人ひとりの読書習慣の定着を図ります。	学校教育課 社会教育課
40	持続可能な開発のための教育の推進	中学3年生を対象とした持続可能な開発目標（SDGs）の副教材の配布を行い、主に公民的分野において活用可能なSDGsを学ぶことができるように環境整備を行います。学習を通じて、SDGsの生まれてきた背景や歴史、めざす世界像を学んだり、それぞれの目標ごとに、関連する課題を学べる動画やグラフが掲載されたサイトを活用して持続可能な社会の創り手となるための資質・能力の育成を図ります。	学校教育課
41	教育を通じた男女共同参画の推進	男女共同参画の理念を踏まえた児童生徒や一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進します。また教職員に対して、男女共同参画関連資料や研修の案内を行い、学校教育における男女の平等感を高めていけるように取組を継続して行います。	学校教育課
		男女共同参画社会を実現していくうえで、男女が対等な関係を築き、互いの人権を尊重しあうために、どのようなことが大切かを一緒に考える機会を提供することを目的とした人権擁護委員による「デートDV教室」の実施に向けて、町校長会等で周知・実施の呼びかけを行います。	福祉課 社会教育課
42	情報リテラシー・モラル教育の推進	・「情報教育担当者研修会」を実施しICT活用に係る教師の指導力の向上を図ります。 ・児童生徒に対して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成し、保護者への啓発も推進します。小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。	学校教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
43	ライフデザインに関する教育・意識啓発・情報提供	次代の親を育成するという観点から、小・中学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、小・中学生や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。また、乳幼児と触れ合うことにより、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、サロンに参加した中学生にチラシの配付を行い、意識啓発や情報提供に取り組みます。	こどもみらい課
		総合的な学習の時間を柱として、日常生活や学習活動における様々な人との関わりや社会体験、自然体験活動等を通して、児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に必要な資質・能力を培うとともに、キャリア教育で身に付けるべき4つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」）の育成をめざします。	学校教育課
44	職場体験等の推進	小学校において、町内または県内の施設・職場等へ社会科見学を行うことで、町への親しみや愛着を育むほか、地域の米作りに携わることで、米作りの大変さや工夫などを学び、豊かな心の育成を図ります。中学校においては、町内や近隣市町の事業所への職場体験を通して、働くことの意味や価値を理解し、社会性を身に付けるような取組を行います。	学校教育課

施策3 安全・安心・適切な教育環境づくり

現 状

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場として放課後児童クラブ(学童保育)を実施しています。令和6年度現在、1～6年生を対象に町内11クラブで実施しています。
- 宇美町学校教育推進協議会や小・中学校の学校運営協議会において、教育活動や児童生徒の状況を報告し、地域でどのようなこどもを育てるかといった目標を共有するとともに、地域とともにある学校づくりの推進を図っています。また、「宇美町教育の日」の取組を小・中学校において開催しています。
- 年間計画に位置付けたいじめアンケート等を行い、結果をもとに小・中学校で教育相談等を実施し、こどもの悩み解決やいじめにつながる課題の早期発見に努めています。
- 教職員の働き方改革の取組として、定時退校日(週1回)や学校閉庁日(8月12日から16日の平日の3日間)を設定しています。中学校においては、ノ一部活デイ(週2日)を設定するとともに、部活動の地域移行に関する検討を進めています。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査では、小・中学校で経験したことについて、『不登校を経験した』の割合は13～18歳で2割弱、18～39歳で約1割となっており、『友だちにいじめられた』の割合はそれぞれ1割強～2割強となっています。

課 題

- 不登校の個に応じた対応と社会自立への取組を進めるとともに、新たな不登校を生まないための取組が必要です。
- いじめの防止対策をはじめ、児童生徒が安全・安心な生活を送るための教育や環境づくりを推進する必要があります。
- 近年、教師の体罰や不適切指導、不合理な校則などが全国的に問題視されています。引き続き、児童生徒に携わる担い手の資質や指導力の向上が必要であるとともに、校則についても子どもや保護者等の意見・要望があれば小・中学校に情報共有するなどの対応が必要です。

施策の方向性

- 引き続き、いじめや不登校の防止と早期対応、継続的な支援に努めるとともに、不登校の児童生徒が柔軟なカリキュラムで学べる「学びの多様化学校」を令和7年4月に開校し、こども一人ひとりに寄り添った学びの場を提供します。
- 児童生徒が自身の身を守り、助けが必要なときに声をあげられるための教育や環境づくりを行うとともに、教職員等もこどもの心に寄り添った指導・コミュニケーションを行えるよう、研修等を通じて資質の向上を図ります。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
45	学校を核とした地域づくりの推進	地域の力を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図ります。また、校区コミュニティと学校とが相互にパートナーとして連携・協働することを通して、登下校時の児童生徒の見守りや防災教育、福祉体験等の教育活動の充実を図ります。	学校教育課
46	放課後児童クラブ(学童保育)の実施	保護者が就労等により家庭で保育することができない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、放課後児童の健全な育成を図ります。各小学校内5小学校10クラブ及び学校外1クラブ(全校区利用)の体制で運営を行います。待機児童解消に向けて、受け皿を拡充できるように今後継続して取組を行います。	学校教育課
47	安全教育の推進	・福岡県警察が行うインターネット利用に起因する被害防止及び非行を防止するための対策として、小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。 ・性や生命の安全教育については、養護教諭を中心として学習を進めます。また、外部講師を招き、児童生徒の性や生命に関する正しい理解促進を図ります。	学校教育課
48	性や健康に関する相談支援	保護者等からのこどもの性や体に関する相談について、相談内容に応じて医療機関または専門機関等につなぐ体制を整えます。今後も、学校教育課、医療機関、福祉課等との連携を図り、スムーズにつなぐことができるよう必要に応じて情報共有を行います。	こどもみらい課
		・制服や着替え、トイレの使用等について相談があった場合は児童生徒の悩みに寄り添えるよう、学校と連携して対応を検討しながら取組を行います。他の児童生徒に対しても性的指向・ジェンダーアイデンティティの授業を必要に応じて行います。 ・養護教諭が中心となって、性や健康に関する相談対応を行います。必要に応じて関係課及び関係機関と連携し、個々のケースに合わせた対応を行います。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
49	児童生徒の性暴力等防止対策	教職員等による性暴力等の相談窓口について、学校・児童・生徒・保護者に対する設置の周知、校内相談体制の整備・充実、児童生徒アンケート調査を行います。また、県が策定した SNS 等利用に関する基本方針の遵守について、教職員と児童生徒が SNS 等を利用した連絡をする際のルールに違反がないか点検を行います。	学校教育課
50	自殺予防教育の推進	「第2期宇美町自殺対策計画」に基づき、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。	学校教育課
51	「SOS の出し方教育」の推進	小・中学校において福岡県教育庁義務教育課作成の児童生徒用及び教職員用の自殺予防リーフレットの配布等を行います。児童生徒用リーフレットは「ひとりじゃないよ・ひとりにしないよ」「児童生徒の悩み相談窓口 LINE での相談窓口」を配布し、「24時間対応心の相談電話」「児童生徒の悩み相談窓口」を教室・校内に掲示しています。教職員用リーフレットは「こどもの心によりそって」を配布しています。	学校教育課
52	いじめ防止対策の強化	「いじめに関するアンケート調査」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(Q-U)」等を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。また、「生徒指導担当者研修会」を実施し、Q-Uの結果に基づいた児童生徒支援の在り方についての理解を深め、適切な対応が行われるように、Q-Uの結果を基にしたいじめ・不登校対策に係る校内研修を支援します。	学校教育課
53	不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援	不登校の未然防止、不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細やかで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、町内教育支援センター(くすのき教室)、教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び小・中学校との連携を図ります。さらに、WebQUを活用していじめや不登校を生まない学級集団づくりや校内支援体制に対する指導助言を行い、取組の充実を図ります。	学校教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
54	校内教育支援センターの設置	小・中学校の一部において校内教育支援センターを設置し、不登校のこどもへの支援として居場所づくりや不登校兆候児童生徒への早期アプローチを図ります。	学校教育課
55	宇美町立学びの多様化学校の開設	不登校の小・中学生が通う町立の「学びの多様化学校」を令和7年4月に開校します。学びの多様化学校は、学習指導要領にとらわれず、指導内容や授業時間を柔軟に決めることができる文部科学省指定の学校となります。町立原田小、宇美南中の小中一貫分校として、町こども教育総合支援センター「うみハピネス」の2階に設置します。	学校教育課
56	校則に関する意見・要望の収集、情報共有	小・中学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされていることから、当町へこども・保護者等からの意見・要望がある場合には速やかに学校へ情報共有を行い、必要に応じて校則の変更について検討がなされるよう対応します。	学校教育課
57	体罰や不適切な指導の防止	全教職員をはじめ、学校の体育活動に関わるすべての指導者に対し、体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底について周知を行います。	学校教育課
58	要保護児童の高校中退予防	要保護児童対策地域協議会が進行管理している在籍児童について、進学先と連携を取り合い登校状況の見守りを依頼するとともに、進学先とこども家庭センターとの情報共有・連携体制の構築を図ります。	こどもみらい課
59	児童生徒に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	宇美町教育委員会と宇美町校長会が連携して開催する各種研修会、宇美町教育委員会が主催する研修会を通じて、教職員の指導力向上を図ります。また、必要に応じてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの確保・充実に努めます。	学校教育課
60	教職員の働き方改革の推進	・教職員の長時間勤務を是正するため、勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を行います。また、定時退校日（週1回）や学校閉庁日（8月8日から18日）の設定を図ります。 ・部活動においては、「宇美町立中学校における部活動の方針」に沿って、ノー部活デイ（週2日）を設定するとともに、部活動の地域移行を着実に実施し、教職員がこどもたちに向き合う時間を確保します。	学校教育課

ライフステージ別の目標Ⅲ <青年期>

若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

施策1 自立と思い描く未来の実現に向けた支援

現 状

- 令和2年から令和5年までの4年間の転入者数・転出者数をみると、15～29歳で、転入者数に比べ各地域への転出者数が多くなっており、特に15～24歳での転出者数が多く、進学や就職に伴う転出などが考えられます。一方、30～49歳が転入超過となっていることから、子育て世代の転入が一定数あることが分かります。
- 生産年齢人口の減少や高齢化により、若年層の労働者の確保や商工業の労働者の確保が難しくなることが予想されます。
- 若者の就労支援として、ハローワークや福岡県若者就労支援センター、福岡県ママと女性の就業支援センター等に対する会場支援や当機関の就職情報等について広報・周知を行っています。
- 創業支援事業「起業塾」を須恵町・志免町とともに商工会や金融機関と連携して開催しています。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査では、将来の結婚については13～18歳、18～39歳ともに「ぜひ結婚したい」「できるだけ結婚したい」の合計が約6割となっています。また、こどもの有無を18～39歳にたずねたところ、「いないけど、ほしい」が約5割と最も多く、結婚もこどもを将来持つことについても前向きに考えている人が多いことが分かります。

課 題

- 本町の魅力を磨き、それを活かした移住・定住施策や観光振興施策、交流・関係人口拡大施策の推進、また、子育てとの両立も含めた就労支援や職場環境整備、起業支援等、若者にとって魅力があり、若者が将来に希望を感じられるようなまちづくりを推進する必要があります。

施策の方向性

- 本町で育った若者や、町を訪れたりするなどして本町のことを認知した若者が、自分のやりたい仕事をしながら暮らす、あるいは子育てしたいと思えるような町の魅力づくり、支援の充実、PR・情報発信を推進します。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
61	若者の就職支援	ハローワークや福岡県若者就職支援センター、福岡県ママと女性の就業支援センター等に対する会場支援や、当機関の就職情報等について庁舎内施設掲示、広報、ホームページによる周知を行います。また今後は、働く婦人の家し～ず・うみや図書館等への掲示場所の拡大を図ります。	福祉課
62	起業家教育の推進	創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入り口にビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業者の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR 宇美駅前広場を活用します。	シティプロモーション課
63	若者にとって魅力ある地域づくり	福岡県移住・定住ポータルサイト「福がお～かくらし」において、子育て支援をはじめとした施策や町の魅力を情報発信し、移住・定住の促進を図ります。また、子育て世帯など移住を検討している方向けのホームページを作成し、移住に関する相談窓口を開設します。さらに、他市町の先進事例等を情報収集しつつ関係人口増加施策の充実を図ります。	企画財政課
		男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置等、様々な方法で啓発・情報発信します。また、女性活躍に積極的に取り組む企業を支援するため、公共調達等における措置の導入などに向けた調査・研究を進めます。	地域コミュニティ課
		宇美町の恵まれた自然や歴史、文化、人等とふれあう体験型観光の充実、PR 活動の推進、SNS を活用し、町と情報発信者の双方向で相乗効果のある参加型の情報発信の取組を行います。ふるさと宇美町応援寄附制度の寄附者との関わりを継続し、交流・関係人口の拡大を図ります。また、宇美町地域公共交通計画に基づき、便利で持続可能な公共交通ネットワークの構築を図ります。	シティプロモーション課
64	結婚を希望する方への支援	県が運営している「メールマガジン・交流サイト」や「出会いイベント」をホームページ等で情報発信し、出会いの機会・場の創出支援を行います。	こどもみらい課

施策2 悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援

現 状

- 現代の若者の中には、自己肯定感や将来への希望を持たず、ひきこもり、ニート等により社会的自立が困難な状況に直面する者がいます。そのような若者やその家族が、現状を誰に、どこに相談すればよいかわからず、日々悩み、焦燥感や切迫感を抱えたまま、必要な相談や支援にたどり着いていないケースも多くあります。
- 子ども・若者の意識と生活に関する調査（18～39歳）では、普段の外出頻度に対する回答から、ひきこもり状況にあるとされる者の割合が約1%となっています。
- 現在の困りごとや悩みについては、「収入や生活費のこと」や「仕事や職場のこと」「今後の自分の将来のこと」が3割～4割強で特に多くなっており、将来について不安を抱える若者が一定数みられます。
- 困りごとや悩みの相談相手については、「親」「友だち」「交際相手」「配偶者」があがる一方で、「相談する人がいない」「誰にも相談しない」が合わせて約1割いる状況です。

課 題

- 若者が抱える困難の起因は、いじめ、学校の中退、ひきこもり、疾病、障がい、虐待など多岐にわたっていることから、各課及び関係機関・団体が連携・協働し、それぞれの専門性を生かしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行っていく必要があります。

施策の方向性

- 若者から相談があった際には、管轄を問わずまずは受け止め、悩みの内容や原因を聞き取り、各課及び関係機関・団体が連携・協働して対応します。また、相談支援機関やサービスについて若者に届くような周知を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
65	若者の居場所の確保	気軽に集まり、勉強をしたり、語らえる場を提供するとともに、支援が必要な場合に相談ができる居場所の設置を検討します。	こどもみらい課
66	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	プライバシーに配慮しつつ個室等で悩みの内容・原因を聞き取り、町の福祉サービス及び福岡県の関係機関（ひきこもり地域支援センター、若者サポートステーション（就労）、困りごと相談室、ほっとサロン、当事者会、家族会等）へのつなぎを行います。	福祉課
		「福岡若者サポートステーション」（県内4か所）や「福岡若者自立相談窓口『若まど』」（大野城市）をはじめとした相談支援機関と連携し、こども家庭センターにおいて相談があった際には適切につなぎ、必要に応じて情報共有を行います。また、若者を対象とした相談支援機関やサービスについて、住民への周知を行います。	こどもみらい課

ライフステージ別の目標Ⅳ <全年齢>

すべての子どもと保護者、若者の最善の利益を守るまちづくり

施策1 子ども・若者まんなか社会の基盤づくり

現 状

- 子ども大綱においては、子ども施策の重要事項の中に、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知することがあげられています。
- 上記に伴い、子ども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実させ、子ども・若者の多様な意見を今後の子ども・若者施策に反映していく仕組みづくりが必要とされています。
- 本町においては、「子育てするなら宇美町で」を合い言葉に、子育て支援のさらなる充実に宇美町全体で取り組み、「安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備」の実現に向けて、『宇美町子ども・子育て支援条例』を令和2年3月に制定しました。

課 題

- 子ども・若者まんなか社会の実現に向け、子ども・若者自身や子ども・若者を支える保護者やその他の大人たちが、子ども・若者の権利について正しく理解し、町全体で子ども・若者、子育てにやさしいまちづくり、人づくりをしていく必要があります。

施策の方向性

- 子ども基本法や宇美町子ども・子育て支援条例の広報をはじめ、町民全体に対して、子ども・若者の権利について広く広報・啓発をし、子ども・若者、子育てにやさしいまちの実現に向けた意識づくりを推進します。
- 同年齢・異年齢の子ども・若者同士との関わりの中で成長することができるよう、子ども・若者同士が遊び、育ち、語り、学び合えるような様々な居場所づくりに努めます。
- 子ども・若者自身の声が町政に活かされるまちをめざし、子ども・若者が安心して、社会参画し、意見を表明できる環境や仕組みづくりを推進します。
- 子ども・若者を支えるあらゆる人材の確保・育成に努めます。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
67	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識の醸成	こども基本法や宇美町子ども・子育て支援条例を広報・ホームページ・リーフレット・動画等で周知し、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりをめざします。	こどもみらい課
		・【No.38再掲】主に小学生を対象に、花の種子、球根等を、児童が協力しながら育成することを通して、思いやりの心等を育む「人権の花運動」を実施します。 ・【No.38再掲】町立中学校の代表生徒と宇美町人権擁護委員、法務局職員等で「人権」をテーマとした座談会を実施します。その座談会の様子について、ホームページ等を通して発信し、広く町民にも「人権」について伝えます。 ・【No.38再掲】7月を「宇美町人権問題啓発強調月間」と定め、人権教育及び人権啓発を推進します。	社会教育課
		【No.38再掲】教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にすることの育成をめざし、意識の醸成を図ります。	学校教育課
68	権利侵害されたこどもの支援	人権擁護委員、心配ごと相談（社会福祉協議会）、弁護士相談、こどもの人権110番、こどもの人権SOSミニレター、こどもの人権SOSeメール、LINE人権相談等の相談体制について周知を行います。また、各課窓口等において、こどもの権利侵害に関する相談を受けた際には、必要に応じて関係課及び関係機関と連携し、個々のケースに合わせた対応を行います。	福祉課 こどもみらい課 社会教育課 学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
69	こども・若者の居場所づくり	・小学生も行ける場所で、勉強をしたり、夏休みの宿題を教えてもらえたり、友達とカードゲームができたり、友達とリラックスして語らえる場の設置について検討していきます。 ・こどもや若者が落ち着いて学習できるよう公共施設などに Wi-Fi 環境が整った自主学習スペースを確保するとともに、ホームページや SNS などでの利用について情報発信を行います。	こどもみらい課
		小学校区コミュニティ運営協議会が実施することもたちが参加しやすい事業の取組を支援します。 また、共働事業提案制度を活用した地域の特色を活かしたイベント等による居場所づくり等、引き続き地域の交流が生み出されるような事業の実施支援を行います。	地域コミュニティ課
		・【No.34再掲】緑豊かな芝生グラウンドや体育館などの貸出について情報を発信し、宇美町施設空き状況確認システム等の周知を行うなど、町内のこども達が楽しく安全にスポーツに親しむ環境を提供します。 ・地域と学校が連携して、心豊かでたくましいこどもを社会全体で育むため、学校等を活用して安全安心なこどもたちの居場所を設け、スポーツや文化活動等の様々な体験活動や地域住民との交流活動等に取り組んである「いきいきいのっこ子ども教室」をはじめとした取組への支援を行います。	社会教育課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
70	こども・若者が意見を表明しやすい環境整備	オンラインアンケート等の SNS を利用して、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備を行います。また、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、子ども・子育て支援条例及びこども基本法とともに、こども・若者の意見表明についても周知・啓発を行います。	こどもみらい課
		・宇美町青少年育成町民会議と連携し、町内小・中学校の児童生徒が、広い視野を持って倫理的に物事を考える力などを身に付けてもらうことを目的に、「主張大会や標語」事業を実施します。 ・町内中学生と大人が様々なお題をもとに相手を変えながら対話を行う「トークフォークダンス」を実施し、活発な交流を行うことにより、意見を表明しやすい環境と気運の醸成を図ります。	社会教育課
71	多様な意見のこども施策への反映	貧困、虐待、いじめ等を始め、困難な状況に置かれたこども・若者、ヤングケアラー等、様々な状況にあって声を上げにくいこどもや若者が安心して意見を表明できるような多様な手法を検討します。	こどもみらい課
72	こどもの社会参画・意見反映を支える人材の育成	こどもが意見を言いやすい環境にするために、子育て支援に関わる人材に向けて、県や子どもアドボカシーセンター福岡の研修・講座情報を案内するなどして、こどもの意見を受け止め、引き出すスキルの向上を図ります。	こどもみらい課
73	若者が主体となって活動する団体等の活動の促進	宇美町の次世代を担うこどもたちを育成するジュニア・リーダー育成事業を推進し、学んだことを実践できる活動・活躍の場を提供していきます。また、町内在住または在勤の16歳（高校生を除く）から25歳までの青年で構成される青年団活動を支援し、若者の活動の場の充実を図ります。	社会教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
74	こども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上	子育て支援団体と共働し、子育てサポーターなどの子育て支援に関わる人材の育成に努めるとともに、ボランティア活動など子育て経験を活用できる場の提供、継続して活動していただける体制づくりを推進します。また、知識や専門性の向上のため、積極的な研修会等への参加を促し、各種団体等との連携強化を図ります。	こどもみらい課
		【No.59再掲】宇美町教育委員会と宇美町校長会が連携して開催する各種研修会、宇美町教育委員会が主催する研修会を通じて、教職員の指導力向上を図ります。また、必要に応じてスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの確保・充実に努めます。	学校教育課
75	ボランティア人材の確保・育成	子育て支援団体と共働して子育てサポーター養成講座を開催し、サークル活動の育成や地域の子育てを支援する人材の育成を進めます。また、受講者が子育て支援事業に携わる人として定着するよう働きかけます。子育て支援団体の活動を支援し、より柔軟で積極的な支援の展開を図ります。	こどもみらい課
		ボランティアを始めたい人とボランティアセンターに登録されているボランティア団体とのマッチングを行います。また、ボランティア団体同士の情報交換・共有ができる集いの場づくりに向けて検討を進めます。	地域コミュニティ課

施策2 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

現 状

- 遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。現在、学校における社会科見学や職場体験をはじめ、社会教育課の中央公民館講座「ビビっと★うみラボ」や「体験交流イベント」、都市整備課の森林・林業体験活動など様々な取組を実施しています。
- 読書は、感性や表現力を磨き、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。現在、乳幼児とその保護者に、読み聞かせの体験とともに絵本を配付するブックスタート事業や学校における読書教育などを実施し、乳幼児期や学童期における読書活動の推進を図っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査や子どもの生活に関するアンケート、子育て支援に関するオンライン意見箱において、こどもや保護者から、遊び場の充実や親子が楽しめるイベント等の機会の充実を求める声などが多くあがっています。

課 題

- こどもの遊び場として、地域の公園はとても大切な場所です。公園が充足していない地域の整備に向けた取組とともに、一本松公園の利活用や各地域の街区公園・近隣公園の遊具の充実など、にぎわいのある公園づくりを推進する必要があります。
- 町立図書館において、児童生徒の貸出点数が減少しています。読書は、感性や表現力を磨き、創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるため、こどもたちの読書離れの対策を進めていく必要があります。
- こども・若者が活躍できる幅を広げるために、異文化や多様な価値観、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」等の世界規模で求められている価値観への理解を深められる機会を提供していく必要があります。

施策の方向性

- 引き続き、地域、家庭、学校や関係団体、企業等と連携した様々な体験活動、乳幼児期・学童期における読書活動の推進を図っていきます。また、読書離れ対策として、こどもや子育て世代がより一層、読書に親しむ環境・施設の整備を進めます。
- 様々な世代のニーズや地域の特性を踏まえた公園施設の適正配置、誰もが快適に利用できるようバリアフリー化を推進するなど、インクルーシブな公園整備を推進します。
- こども・若者が活躍できる幅を広げるため様々な価値観への理解を深められる機会を提供します。また、性別や性的指向で活躍の場が制限されることがないように、男女共同参画の推進や性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
76	多様な遊び・体験活動の推進	【No.44再掲】小学校において、町内または県内の施設・職場等へ社会科見学を行うことで、町への親しみや愛着を育むほか、地域の米作りに携わることで、米作りの大変さや工夫などを学び、豊かな心の育成を図ります。中学校においては、町内や近隣市町の事業所への職場体験を通して、働くことの意味や価値を理解し、社会性を身に付けるような取組を行います。	学校教育課
		こどもから高齢者が宇美町の自然や歴史、及び年代に応じた課題や現代的課題について、学びを深め、地域の一員としての役割に気づき、豊かな人生を送ることができるようにすることを目的に中央公民館講座「ビビっと★うみラボ」を実施します。また、こどもたちに多様な体験活動を提供する「体験交流イベント」を町内各団体、企業等と連携して実施します。	社会教育課
		町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むための森林・林業体験活動を行うなど、森林づくりへの直接参加を推進します。	都市整備課
77	子育てしやすいまちの環境整備	公園の整備や管理運営についての方針を定めるため、緑の基本計画を策定するとともに、公園が充足していない地域があることを踏まえ、公園適正化計画等の策定を進めます。また、一本松公園については、キャンプエリアやバーベキューエリア、自由広場等の設定や駐車区画の整理を行い、ニーズに沿った公園整備を推進します。	都市整備課
		都市公園法に基づく年1回の遊具の法定点検の実施、職員や委託業者の巡回、自治会等の協力による利用者の安全確保に努めます。また、地域の年齢層を鑑み、各公園に適当な遊具を選定し、にぎわいのある公園づくりをめざします。一本松公園については、遊具等の公園施設の再配置を検討し、こどもや家族等の幅広い年齢層が快適な利用ができる風致公園をめざします。	環境課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
78	こどもの読書活動の推進	・学校、幼稚園、保育所等、地域、読書ボランティア団体との連携した子ども読書活動の推進を図ります。 ・「ブックスタート」「おはなし会」等の事業・イベント実施や、特集コーナーを設置し、本と出会う機会を数多くつくり、本に親しみ、自ら読書をする習慣づくりを推進します。 ・宇美町電子図書館の利用に向けた周知に努め、学校図書館と連携しさらに活用の幅の拡大を図ります。	社会教育課
		・【No.39再掲】「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、様々な情報を整理したり、自ら考え、判断し、表現したりする力を育成します。 ・【No.39再掲】教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付けるとともに、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人ひとりの読書習慣の定着を図ります。	学校教育課 社会教育課
		・保育所等や幼稚園では、発達段階に応じた読み聞かせを行います。 ・社会教育課が行っている「ブックスタート事業」に協力し、7か月児健診会場での読み聞かせ、保護者へ絵本1冊と図書館からの啓発資料の配付を行うためのスペースを設置し、親と子が絵本を介して触れ合う機会を作ります。	こどもみらい課
79	国際交流の推進	国際的な広い視野を持つ青少年の育成を目的に中学生を対象とした国際交流事業（海外派遣事業）を実施します。	社会教育課
80	持続可能な開発のための教育の推進	【No.40再掲】中学3年生を対象とした持続可能な開発目標（SDGs）の副教材の配布を行い、主に公民的分野において活用可能なSDGsを学ぶことができるように環境整備を行います。学習を通じて、SDGsの生まれてきた背景や歴史、めざす世界像を学んだり、それぞれの目標ごとに、関連する課題を学べる動画やグラフが掲載されたサイトを活用して持続可能な社会の創り手となるための資質・能力の育成を図ります。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
81	起業家教育の推進	【No.62再掲】創業支援事業計画に基づき、宇美町商工会と連携し、創業希望者に対する企業塾を入り口にビジネスモデルの作成支援等を行います。また、新規起業者の事業活動展開の場及び地域住民の交流の場として、JR 宇美駅前広場を活用します。	シティプロモーション課
82	教育を通じた男女共同参画の推進	【No.41再掲】男女共同参画の理念を踏まえた児童生徒や一人ひとりの個性を伸ばす学校教育を推進します。また教職員に対して、男女共同参画関連資料や研修の案内を行い、学校教育における男女の平等感を高めていけるように取組を継続して行います。	学校教育課
		【No.41再掲】男女共同参画社会を実現していくうえで、男女が対等な関係を築き、互いの人権を尊重しあうためにどのようなことが大切かを一緒に考える機会を提供することを目的とした人権擁護委員による「デートDV教室」の実施に向けて、町校長会等で周知・実施の呼びかけを行います。	福祉課 社会教育課
83	性の多様性に関する知識・相談窓口の普及啓発	・性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する相談を受けた際には、必要に応じて関係機関と連携し、個々のケースに合わせた対応を行います。 ・双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する『福岡県パートナーシップ宣誓制度』の周知・啓発を行います。	福祉課
		【No.48再掲】制服や着替え、トイレの使用等について相談があった場合は児童生徒の悩みに寄り添えるよう、学校と連携して対応を検討しながら取組を行います。他の児童生徒に対しても性的指向・ジェンダーアイデンティティの授業を必要に応じて行います。	学校教育課
		必要に応じて、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の多様性」に関する人権講演会や人権啓発座談会を企画・実施します。また、中央公民館や町立図書館において、人権に関する情報発信コーナー、人権問題に関連する本の特集コーナーを設け、知識や相談先の周知・啓発を行います。	社会教育課

施策3 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

現 状

- 子ども医療費について、中学校卒業の年度末までのこどもに対し医療費の一部助成をしています。令和6年4月1日より助成内容を拡充しました。
- 指定難病の対象者について、障害児福祉サービスへのつなぎや特別支援学校高等部卒業後の方針決定など切れ目のない支援を行っています。
- 小児救急医療については、医師会や消防署等の関係機関との連携のもと、体制を整備しています。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では、小学生保護者・中学生保護者ともに、現在必要としている支援等として、「こどもの医療費にかかる費用が軽減されること」を上位にあげています。

課 題

- 子ども医療費については、助成拡充に向け、今後も引き続き粕屋保健医療圏の市町との協議を行う必要があります。

施策の方向性

- 引き続き、こども医療費の助成を通じて、こどもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者に対する情報提供や支援を行います。
- 引き続き、広域による小児救急医療体制の充実を図ります。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
84	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校卒業の年度末までのこどもに対し、福岡県と町で医療費の一部助成を行います。また、就学前までは、入院・入院外無料、小・中学生については、入院無料・入院外(1医療機関につき)500円で一部助成を行います。今後、医療費助成の対象拡充について、粕屋保健医療圏の市町の動向を踏まえながら、検討を進めます。	住民課
		医療機関、福祉課等との連携を図り、必要に応じて情報提供を行います。	こどもみらい課
		・指定難病の対象者が利用できる障害福祉サービス等について、広報、ホームページ、福祉のしおりを活用して周知を行います。 ・難病等対象者に対する医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証等の確認を通じた障害児福祉サービスへのつながりや、特別支援学校に通っている高等部最終年度の児童に対する学校との6者面談を通じた卒後の方針決定など、切れ目のない支援を行います。	福祉課
85	小児医療体制の充実	乳児全戸訪問で保護者に「福岡県小児救急医療ガイドブック」を配布し、適切な活用や対応について保健指導を行います。また、休日診療所の案内等適切な情報提供を行います。今後も、子育て応援アプリ「うみにょん」等デジタルを活用し、最新の情報提供ができるよう努めます。	こどもみらい課

施策4 こどもの貧困対策及び経済的負担軽減策

現 状

- 厚生労働省の国民生活基礎調査によると、日本のこどもの相対的貧困率は令和3年で11.5%となっています。平成24年をピークに低下傾向が続いていますが、依然としてこどもの約9人に1人が貧困状態にあります。貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況での生活を余儀なくされているこどもたちがいます。
- 国は、全国一律の制度として令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を実施しています。
- 本町においては、経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費、通学用品費などの就学に必要な費用の援助を行っています。
- ひとり親家庭等の親とこども、父母のないこどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行っています。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では、過去1年間にお金足りなくて買えなかったこと・支払えなかったこととして、「給食費や教材費など学校に支払う費用」が小学生保護者・中学生保護者で6～7%となっています。
- 小学生保護者・中学生保護者ともに、現在必要としている支援等として、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が最も多くなっており、7割となっています。

課 題

- 各関係課や学校、関係団体等が連携し、困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援につなげる必要があります。
- 困難を抱える世帯が安定した生活を送るためには、経済的な支援だけでなく、保護者の職業的自立を支援する必要があります。

施策の方向性

- 県や社会福祉協議会等が実施する手当・給付金・貸付の制度や日用品・食料品の提供、学習支援等のサービス、相談窓口の情報を、支援を必要とする方たちに届くように周知・広報を行います。
- 困難を抱えるこども・若者を早期に発見し、支援につなげるために、各関係課や学校、関係団体等の連携を強化します。また、自らSOSを発することが難しい世帯など、必要な支援が届いていない世帯に対しては、支援機関などの側からアプローチして積極的な支援を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
86	幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減	【No.84再掲】こどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校卒業の年度末までのこどもに対し、福岡県と町で医療費の一部助成を行います。また、就学前までは、入院・入院外無料、小・中学生については、入院無料・入院外(1医療機関につき)500円で一部助成を行います。今後、医療費助成の対象拡充について、粕屋保健医療圏の市町の動向を踏まえながら、検討を進めます。	住民課
		宇美町若年者専修学校等技能習得資金貸与、生活福祉資金貸付、母子父子寡婦福祉資金貸付、養育費相談、自立支援教育訓練給付金、児童手当、児童扶養手当、非課税世帯等給付金等の制度の周知・広報及び手続き等に関する事務を行います。	福祉課
		・国の施策により令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しており、無償化の対象拡大については、近隣自治体の情報収集に努めます。 ・福岡県が実施する「進学学習支援事業」について、ホームページや広報・SNS等を活用し、情報発信を行います。また、長期休暇中等に公共施設等で無料で勉強を教えてもらえる場の提供ができるよう検討を進めます。	こどもみらい課
		経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、郊外活動費などの就学に必要な費用(一部)の援助を行います。また、翌年度入学予定者に対して、新入学児童生徒学用品費を「入学準備金」として前倒し支給します。	学校教育課
87	困難を抱えるこども・若者の早期発見・支援	・様々な問題を抱えるこども・若者の早期発見のため、各関係課、小・中学校、高校等が連携を図り、虐待防止を含めた早急な対応を行います。こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、必要な支援を行います。 ・抱える問題に対し、自らSOSを出せない場合や問題意識が低い場合には、各関係機関がアウトリーチ支援を行うとともに、継続した見守りなどの支援を行います。	こどもみらい課 学校教育課 福祉課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
88	困窮世帯等の食品アクセスの確保	町内で実施しているこども食堂を情報提供するとともに、経済状況が厳しい家庭には、福岡県の委託事業である「子ども支援オフィス」を紹介し、食糧提供や家計管理へつなぎます。	こどもみらい課
		宇美町の社会福祉法人が協力して、生活困窮世帯への食料品や日用品の提供、緊急避難先としての施設活用などを行うライフレスキュー事業や困りごと相談室との連携及び事業の周知を行います。	福祉課
89	保護者の職業生活の安定・向上のための支援	ハローワーク、福岡県若者就職支援センター、福岡県ママと女性の就業支援センター、子ども支援オフィス、ひとり親サポートセンター等各種支援機関の周知及び講習会等の事業の案内を行います。また、児童扶養手当現況届の提出月に、ひとり親サポートセンターの出張相談会を実施します。	福祉課
90	ひとり親家庭等に対する生活支援	・ひとり親家庭が抱える様々な課題に対して、児童扶養手当等による経済的支援のほか、就業に関する窓口の子ども支援オフィスの紹介など、ワンストップで必要な支援につなぎます。また、「ふくおかシングルママ・パパサポート BOOK」を配付し、適切な支援につながるよう担当課との連携を行います。 ・ひとり親サポートセンターで「養育費・ひとり親110番」を実施しており、宇美町の SNS や子育て応援アプリ「うみにょん」に掲載し周知を図ります。	福祉課
		ひとり親家庭等の親とこども、父母のないこどもの保健の向上と福祉の増進を図るため、福岡県と町で医療費の一部助成を行います（児童扶養手当に準拠した所得制限あり）。入院（1医療機関につき）500円×7日限度、入院外（1医療機関につき）800円で一部助成を行います。	住民課
		・母子健康手帳の交付時に特定妊婦にあたる対象や乳児訪問や乳幼児健診から養育支援の対象を把握し、社会福祉士や保育士が専門的な相談に対応し、継続的な支援を行います。 ・妊娠期から支援が必要な保護者等に対して、早期から切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行います。	こどもみらい課

施策5 障がい児・医療的ケア児等への支援

現 状

- 発達支援が必要なこどもには、こども療育センター「すくすく」で療育を実施しています。
- 保育所等では、障がい児保育を実施しており、「すくすく」と連携して支援しています。また、小・中学校においては特別支援教育を実施し、幼児から中学生までのこどもに対して一貫性を持った支援体制をめざしています。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和2年度より、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及びコーディネーターの配置をしています。

課 題

- 障がい児・医療的ケア児等の支援に関わるスタッフ・職員の障がいや医療的ケアに対する理解と連携を深め、事業の質を向上させる必要があります。

施策の方向性

- 各関係課や医療機関、療育機関が連携し、一人ひとりの障がい特性等に応じた支援、地域社会への参加促進、家族に対する支援を行います。
- 保育所等において障がい児保育を行うとともに、医療的ケア児については、幼稚園も含めた受入れに関するガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。
- 特別支援教育にかかわる教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実を図ります。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
91	障がい特性等に応じた質の高い支援の提供	障がい特性等に応じた障害福祉サービスの決定を行うほか、障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援事業を通じて、地域社会への参加や包容を推進します。医療的ケア児については、医療的ケア児の関係機関による協議会を開催し、関係機関との情報共有を行うとともに、相談支援事業所のコーディネーターが会議への参加を通じて支援の調整を行います。また、医療的ケア児在宅レスパイトを実施し、家族の介護負担軽減を図ります。	福祉課
		・【No.9再掲】町内の保育所等において障がい児保育を実施し、個々の特性や状況に応じた支援を行います。 ・こども家庭センターにおいて、障害児相談支援事業所等の事業者と連携を図ります。また、発達支援の必要なこどもに対し、こども療育センター「すくすく」において、こどもの特性に応じた療育を実施します。 ・乳幼児健診や訪問等での発達に関する相談について、特性に応じて医療機関または療育機関等につなぐ体制を整えます。	こどもみらい課
92	地域の障がい児支援体制強化とインクルージョンの推進	こども療育センター「すくすく」において、より専門性を高め、こども一人ひとりの特性に応じた療育内容の充実を図ります。併せて、発達支援の必要なこどもの早期発見のために、保育所等や幼稚園への巡回訪問・相談支援を行い、早期療育の実施につなぎます。今後は、障がいのある子や発達特性のある子の地域社会への参加を推進し、環境やライフステージに応じて、発達や将来の自立のための支援を行います。	こどもみらい課 福祉課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
93	医療的ケア児等への支援体制強化	医療的ケア児の家族への訪問やアンケートを通じて実態把握を行い、関係機関会議において問題解決を図ります。また、聴覚障がい児に関する特別支援学校が実施している相談窓口の案内や補聴器の相談を行います。	福祉課
		・障がいや発達特性のあるこどもに対し、こども療育センター「すくすく」において専門職による療育を実施します。また、保護者や家族からの相談に対応し、必要な助言や情報提供をするとともに、こどもに対するよりよい関わり方についてのアドバイス等、家族に対する支援を行います。 ・【No.9再掲】保育所等や幼稚園における医療的ケア児受入れのためのガイドラインを早急に着手し、計画期間内に策定します。	こどもみらい課
		小・中学校へ特別支援教育支援員を配置し、必要に応じて障がいのある児童生徒や医療的ケア児への支援体制の強化を行います。	学校教育課
94	家族支援の充実（保護者、きょうだいの支援）	サービス申請時に、本人の障がい特性だけでなく、保護者やきょうだい・家族の状況等の聞き取りを行い、家族の負担等を考慮したうえで、サービス支給決定を行います。	福祉課
		・こども療育センター「すくすく」において、保護者がこどもと一緒に集団療育を受ける際に、きょうだいの託児を行い、安心して療育が受けられる環境を整備します。また、「すくすく」に通っている保護者同士の交流の場を定期的に提供し、保護者の不安軽減や子育て支援を図ります。 ・乳幼児健診や訪問等での発達に関する相談について、特性に応じて医療機関または療育機関等につなぐ体制の整備を行います。	こどもみらい課
95	特別支援教育の充実	・【No.30再掲】「特別支援教育担当者研修会」を実施し、特別支援教育の推進を図ります。また、特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。 ・【No.30再掲】小・中学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実をめざします。	学校教育課

 施策6 児童虐待防止対策とヤングケアラーへの支援

現 状

- 児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながる場合が多く、どのような背景があっても許されるものではありません。こども家庭庁によると、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年度は214,843件（確定値）で、過去最多となっています。
- 家族の世話のために自分の時間が取れないなど、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響を受けるヤングケアラーへの支援を強化するため、国は、子ども・若者育成支援推進法を改正し、国・地方自治体がヤングケアラー支援に努めることを規定しています。
- 本町では令和6年4月に、母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」の二つの機能を統合した「こども家庭センター」を新設しました。こども家庭センターは、虐待への予防的な対応からヤングケアラー等個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての包括的な相談支援機関としての役割を期待されています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、子育てに関する悩みや気になることとして、「こどもを叱りすぎているような気がする」とや「子育てのストレスでこどもに手をあげたり等してしまうこと」が前回調査よりも乳幼児保護者・小学生保護者ともに増加しています。
- 子どもの生活に関するアンケート調査では「ヤングケアラー」の認知度について、小学生・中学生ともに「聞いたことはない」が最も多く、小学5年生で69.2%、中学2年生で51.5%となっています。

課 題

- こども家庭センターを中核に、保育所等や幼稚園、小・中学校、地域の支援者、各関係機関との連携を強化する必要があります。
- 児童福祉分野に携わる人材の確保や専門性の向上に努め、相談支援体制の強化を図る必要があります。

施策の方向性

- こども家庭センターを中核に、保育所等や幼稚園、小・中学校、地域の支援者、各関係機関との連携を強化し、児童虐待の防止や虐待にあったこども・若者、ヤングケアラーの早期発見及び支援を行います。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
96	こども家庭センターを中核とした支援体制の構築	虐待防止の取組を強化するため、こども家庭センターを令和6年4月に設置しました。母子保健と児童福祉の両機能が連携・共働し、虐待への予防的対応及び子育てに困難を抱える家庭に対し、切れ目のない対応を行います。母子保健事業における育児相談等を通じ、支援ニーズの把握を行い、虐待の早期発見と未然防止に努めます。また、こども家庭センターによる支援強化のため保育所等や幼稚園、小・中学校や地域の支援者、各関係団体とのよりよい連携体制の構築をめざします。	こどもみらい課
97	家庭支援事業等の推進	・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、その家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を新規事業として実施することにより虐待リスク等を軽減し、虐待の未然防止に努めます。 【子育て世帯訪問支援事業】 ・養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童とその家族が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習サポート・相談支援、食事の提供等を行う居場所となる場の開設について検討します。【児童育成支援拠点事業】 ・健全な親子関係の形成を支援するとともに、悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援するため、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の講義、グループワークの実施について検討します。【親子関係形成支援事業】 ・妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かで切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】	こどもみらい課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
98	若年妊産婦等への支援	・妊娠届出があったすべての妊婦にアンケートを行い、支援が必要な妊婦等に対する相談支援を電話や訪問等で行います。 ・支援が必要な若年妊婦等に対しては、出産後の養育に関し、妊娠期から相談に応じます。早期の支援が必要と考えられる場合には、サポートプランを作成し、支援を行っていきます。また、養育支援訪問員が自宅へ訪問し、情報提供などを行います。複雑な成育歴や家庭環境がある場合には、妊娠期及び出産後も安定した生活が送れるよう継続した支援を行います。	こどもみらい課
99	虐待等の被害にあったこども・若者への支援	保育所等や幼稚園、学校等から虐待の通告を受けた場合、迅速なこどもの安全確保と虐待の状況把握を行います。状況に応じ、きょうだい児を含めた家族全体の支援を行うとともに、保育所等や幼稚園、学校等と連携を取り、見守りや必要な支援を継続的にを行います。また、こどもの権利養護の推進、意見聴取を適切に行うとともに、虐待等の被害にあったこども・若者の精神的・身体的な負担軽減を図ることができるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上に努めます。	こどもみらい課
100	こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援	こども家庭センターにおいて要支援・要保護家庭への相談にも対応するため、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の専門資格の取得促進に取り組むとともに、相談体制強化を図るための人材の確保及び育成等を進めます。	こどもみらい課
101	ヤングケアラーの早期把握、支援体制の構築	家事や介護等を日常的に行っているヤングケアラーは、お手伝いとの境界が曖昧であり、顕在化しづらい状況にあります。福祉・介護・医療における情報共有及び連携強化で、ヤングケアラーが疑われるこどもの早期把握を行い、負担軽減・解消のため様々なサービスの利用促進を図ります。また、小・中学校等でヤングケアラーの周知を行い、早期把握を図るための、こどもからの相談を受ける体制作り、世帯全体を支援する体制作りに努めます。 ヤングケアラーの早期把握については、小・中学校において児童生徒への学校生活・家庭生活アンケートの回答からいち早く把握できるように取組を行っています。ヤングケアラーの可能性がある場合はその支援について学校及び関係機関と連携して適切な問題の解決を図ります。	こどもみらい課 学校教育課

施策7 自殺対策、犯罪・事故等から守る環境づくり

現 状

- 「自殺対策基本法」(平成28年4月1日改正法施行)に基づき、「第2期宇美町自殺対策計画」を令和5年10月に策定し、自殺対策を総合的に推進しています。
- 児童生徒の通学路安全確保について、「交通安全プログラム」会議で、危険箇所を把握し、関係機関と協議を進めています。
- 自治会からの要望により、防犯灯の新設を行っています。また、LED 防犯灯具への取替等を行い、安全確保に努めています。
- ランドセルに IC タグを付けた防犯システム「ツイタもん」を運用し、登下校時の防犯対策を行っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査や子どもの生活に関するアンケート、子育て支援に関するオンライン意見箱において、保護者から、道の狭い道路や交通量の多い道路の安全確保を求める声が多くあがっています。

課 題

- 全国の小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和5年では513人となり、過去最多であった令和4年(514人)と同水準で推移しています。各関係課や学校、地域、関係団体等の連携を強化し、自殺対策を推進することが必要です。
- SNS等の発達により、インターネットに起因するいじめ、非行、犯罪についての安全教育や防止対策を推進することが必要です。
- 通学路の交通危険箇所の把握や学校における防犯システムの強化だけでなく、町民への交通ルール順守の呼びかけなど、町全体で安全・安心に生活できる環境整備を推進していくことが必要です。

施策の方向性

- 引き続き、各関係課や学校、地域、関係団体等の連携を強化し、自殺リスクの早期発見や相談体制の整備を行います。
- 児童生徒のいじめの防止やこども・若者が非行・犯罪をしない、事故・犯罪の被害者にならないための各種教育・啓発及び相談体制の整備を推進します。
- 町民への協力を呼びかけ、町全体で安全・安心なまちづくりに取り組みます。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
102	自殺リスク早期発見や相談体制の整備	自殺予防週間（3月）、自殺対策強化月間（9月）に、ホームページや広報で自殺予防の啓発を行うとともに、「ふくおか自殺予防ホットライン」「子どもの人権110番（福岡法務局）」「きもちよりそうライン@ふくおかけん」等の相談窓口の周知や、自殺予防啓発の冊子「話してみませんか？あなたの心の SOS」を中学2年生に配付し啓発を行います。また、ゲートキーパー養成講座を毎年開催し、自殺の現状や予防方法を学ぶことで適切な対応や支援につなげます。	福祉課
		窓口や電話・SNS 等によって、こども家庭センターに寄せられた様々な内容の相談に対応できる体制の充実と、適切な関係機関との連携により、こども・若者の自殺未然予防に努めます。	こどもみらい課
		【No. 50再掲】「第2期宇美町自殺対策計画」に基づき、児童生徒が命の大切さを実感できる教育や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOS の出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。	学校教育課
103	情報リテラシー・モラル教育の推進	・【No. 42再掲】「情報教育担当者研修会」を実施し ICT 活用に係る教師の指導力の向上を図ります。 ・【No. 42再掲】児童生徒に対して、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する能力を育成し、保護者への啓発も推進します。小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。	学校教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
104	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	こども・若者が相談しやすい SNS 等の活用を推進するとともに、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会においては、小・中・高校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、こども・若者の性被害に対して早急な対応を行います。	こどもみらい課
		【No.49再掲】教職員等による性暴力等の相談窓口について、学校・児童・生徒・保護者に対する設置の周知、校内相談体制の整備・充実、児童生徒アンケート調査を行います。また、県が策定した SNS 等利用に関する基本方針の遵守について、教職員と児童生徒が SNS 等を利用した連絡をする際のルールに違反がないか点検を行います。	学校教育課
105	犯罪被害や事故等からこども・若者を守るための取組の推進	生活道路での通過車両の進入や速度の抑制等の路上表示、歩道においての道路改良工事や維持補修工事を適宜実施し、安全性を確保します。通学路に関しては、「交通安全プログラム」において、危険か所等の把握、関係機関との協議を推進します。また、夜間通行の安全確保のため、地域からの要望内容に応じた防犯灯等の設置や、通学路を中心とした LED 防犯灯を整備することで、中学校の部活動や塾等から帰宅する児童生徒の安全を確保します。	都市整備課
		小・中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても協議を進め、「宇美町通学路交通安全プログラム」を策定しています。継続的に通学路の安全を確保するため、対策の改善・充実を行い、対策実施後の効果把握までを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。	学校教育課
		・年4回（春、夏、秋、年末）に交通安全街頭キャンペーンを実施するとともに、子ども会等からの依頼に応じて、粕屋地区交通安全協会宇美支部による交通安全教室を実施します。 ・青色防犯パトロール車を自治会等に貸出し、犯罪の抑止を目的として防犯活動（パトロール）を実施するとともに、粕屋警察署少年補導員による、夜間巡回を実施します。 ・各自治会において自主防災組織設立に向けた支援を行います。また、小学校区コミュニティや自治会が行う防災訓練等を行うための支援を行います。 ・小学校区コミュニティ運営協議会や自治会等による自主的な地域・学校等の安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。	地域コミュニティ課

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
106	安全教育の推進	保育所等や幼稚園において交通安全の指導や避難訓練等、計画的に実施します。	こどもみらい課
		・【No.47再掲】福岡県警察が行うインターネット利用に起因する被害防止及び非行を防止するための対策として、小・中学校に在籍する児童等とその保護者に対し、通信事業者との協同による啓発活動を紹介し、小・中学校において開催される非行防止教室や保護者会において活用します。 ・【No.47再掲】性や生命の安全教育については、養護教諭を中心として学習を進めます。また、外部講師を招き、児童生徒の性や生命に関する正しい理解促進を図ります。	学校教育課
107	青少年健全育成に向けた関係機関・団体の連携の推進	福岡県青少年健全育成条例に基づき、青少年を取り巻く有害環境の浄化を図るため、町内のコンビニエンスストアや携帯事業者、ゲームコーナーに対し、7月（青少年の非行・被害防止全国強調月間）にあらしを配布する啓発活動に加え、11月（秋のこどもまんなか月間）に警察署と連携し、立入調査を実施します。	社会教育課
		・毎年7月を強調月間とし、再犯防止を中心とした社会を明るくする運動の街頭啓発と併せて、薬物乱用防止の啓発や保護司の面談時の会場提供を行い、支援します。 ・少年サポートセンター、ハローワークと連携し、就職及び就労の定着支援を行います。	福祉課
108	非行や犯罪に及んだこども・若者を見守る社会気運の向上	・7月の強調月間において、JR 宇美駅前での街頭啓発、のぼり旗、横断幕設置、広報等により、広報活動を行います。 ・日頃の家庭生活や学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行のない地域社会づくり等について考えたことや感じたことを作文にする社会を明るくする運動作文コンクールを町内小・中学校で開催し、この運動の目的を理解してもらえよう取り組みます。	福祉課

施策8 子育て当事者への様々な支援

現 状

- 妊娠期から子育て期までを中心としたイベントやサービス、相談窓口の情報提供だけでなく、予防接種スケジュールの自動作成機能、妊娠期から子育て期までの成長記録機能等を搭載した子育て応援アプリ「うみにょん」を運用しています。
- すべての妊産婦、子育て世帯、こどもの様々な相談や困りごとに、保健師、保育士、社会福祉士が対応する相談窓口である「こども家庭センター」やこども療育センター「すくすく」など子育て関連の相談窓口を整備しています。
- 出前講座やブックスタート事業等を通じて、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、親子のコミュニケーションや親同士の交流を図っています。
- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査では、充実を図ってほしい子育て支援として、乳幼児保護者では「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「気軽に利用でき、身近な地域で預かってくれるサービスがほしい」「残業時間の短縮等、企業に職場環境の改善を働きかけてほしい」などが上位にあがっています。
- 小学生保護者では、「こどもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」「子連れでも出かけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」「残業時間の短縮等、企業に職場環境の改善を働きかけてほしい」「子育てに困った時に相談したり、情報を得る場を作してほしい」などが上位にあがっています。

課 題

- 様々な背景や悩みを持つ子育て世帯に必要な情報が届き、個々の状況に応じた相談対応を行い、適切な支援やサービスにつなげることが必要です。
- 男性の家事・育児の参加を促進し、「共育で」を推進する必要があります。

施策の方向性

- 適切な支援やサービスにつながるよう、子育て応援アプリ「うみにょん」を中心とした情報提供体制の強化に努めるとともに、子育て世代やこどもにとって身近な相談支援体制の整備を行います。
- 家庭教育に関する学習の機会や情報提供に努めるとともに、親子や親同士の交流の機会を提供します。
- 町内事業所に対する仕事と子育ての両立支援に関する啓発や子育て世代に対する育児休業制度の周知、また父親向けの子育てに関する講座の実施検討を行い、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

具体的施策

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
109	療育の必要なこどもを持つ家庭に対する支援	早期療育の必要なこどもに対し、母子保健と連携し、乳幼児健診等の結果をもとに、こども療育センター「すくすく」の利用勧奨に努めます。また、保育所等や幼稚園との連携をとり、園への巡回訪問・相談等を行うとともに、就学に向けての支援を行います。巡回相談支援においては、こどもの発達支援や保護者への支援、ペアレント・プログラムの活用、他機関との連携を図ります。	こどもみらい課
110	外国籍のこどもを持つ家庭に対する支援	外国籍のこどもを持つ家庭に対しては、翻訳機器等を使用することにより円滑なコミュニケーションを図り、子育て支援へとつなげます。また、子育て情報やサービス等が確認できる子育て応援アプリ「うみにょん」は、日本語、英語のみならず、アラビア語や、ベトナム語等21か国の言語に対応しているため、アプリの登録勧奨を行い、適切な支援やサービスにつなげるため、情報発信を行います。	こどもみらい課
111	こどもや保護者の身近な相談体制の整備	妊娠期から子育て期まで切れ目なく寄り添う相談窓口であるこども家庭センターだけでなく、保育所等や幼稚園の子育て支援の施設や地域の居場所等において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談支援体制の整備を行います。	こどもみらい課
112	家庭教育に関する学習機会や情報の提供	読み聞かせボランティア団体と共働し、こどもの発達段階に応じた読み聞かせやブックスタート事業、本の楽しさを届ける出前講座等の学習機会を提供するとともに、こどもの成長に応じた健康管理や食に関する理解促進に努め、保護者の子育ての力を高めます。また、親子のコミュニケーションや母親同士の交流を図ります。	こどもみらい課 社会教育課

第3章 計画の施策及び個別事業

No.	具体的施策名	施策の内容	担当課
113	共働き・共育での推進	・ファミリー・サポート・センター事業の周知を行うとともに、男性の家事・育児の参加促進のため、父親向け講座の実施に向けた検討を行います。 ・働く男女のための出産・育児に関する制度について、母子健康手帳交付時に情報提供や、男女とも希望通り育児休業制度を取得できるよう普及啓発に努めます。子育て応援アプリ「うみにょん」やホームページ、LINE 等媒体を活用して、最新情報を提供できる体制を整備します。	こどもみらい課
		男女共同参画社会の実現や仕事と子育ての両立の環境整備の重要性について、ホームページや広報をはじめ、町立図書館での特設ブースの設置や役場での啓発用サインボードの設置など様々な方法で啓発・情報発信します。また、し～ず・うみで男女共同参画に関する講演会を実施します。	地域コミュニティ課
114	親子交流支援	・未就学児の親子が交流できるよう子育て支援センターが主催するイベントや子育てサロンを実施し、仲間づくりや情報交換の機会を提供します。 ・こども療育センター「すくすく」に通っている保護者同士の交流の場を定期的に提供し、保護者の不安軽減や子育て支援を図ります。	こどもみらい課